

昭和49年12月10日

規則第43号

改正 昭和53年9月1日規則第32号

昭和56年10月26日規則第39号

昭和62年5月1日規則第14号

平成11年3月31日規則第13号

平成12年3月31日規則第6号

平成12年9月6日規則第36号

平成12年12月28日規則第45号

平成17年3月31日規則第13号

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 自然環境保全地区等（第2条～第12条）

第3章 緑化の推進（第13条～第18条）

第4章 雑則（第19条～第21条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、苫小牧市自然環境保全条例（昭和49年条例第12号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 自然環境保全地区等

（保全地区の指定基準）

第2条 条例第7条第1項の規定による自然環境保全地区（以下「保全地区」という。）の指定は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める面積の土地の区域について行うものとする。

(1) 条例第7条第1項第1号の土地の区域 おおむね5ヘクタール以上

- (2) 条例第7条第1項第2号の土地の区域 おおむね1ヘクタール以上
- (3) 条例第7条第1項第3号の土地の区域 おおむね0.5ヘクタール以上
(指定等の案の告示)

第3条 条例第7条第4項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定による告示は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 保全地区の名称
- (2) 保全地区（区域の拡張の場合にあつては、当該拡張に係る部分）に含まれる土地の区域
- (3) 保全地区の指定又は区域の拡張の案の縦覧場所

2 条例第10条第4項において準用する条例第7条第4項の規定による告示は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 保全計画の決定又は変更の案の概要
- (2) 保全計画の決定又は変更の案の縦覧場所
(公聴会)

第4条 市長は、条例第7条第6項（同条第9項及び条例第10条第4項において準用する場合を含む。）の規定により、公聴会を開催しようとするときは、日時、場所及び公聴会において意見を聴こうとする案件を告示するとともに、当該案件に関し意見を聴く必要があると認めた者（以下「公述人」という。）にその旨を通知するものとする。

2 前項の告示は、公聴会の日の3週間前までに行うものとする。

3 公聴会は、市長又はその指名する者が議長として主宰する。

4 公聴会においては、議長は、まず公述人のうち異議がある旨の意見書を提出した者その他意見を聴こうとする案件に対して異議を有する者に異議の内容及び理由を陳述させなければならない。

5 公述人は、発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。

6 議長は、特に必要があると認めるときは、公聴会を傍聴している者に発言を許すことができる。

- 7 公述人及び発言を許された者は、意見を聴こうとする案件の範囲を超えて発言してはならない。
- 8 公述人及び発言を許された者が、前項の範囲を超えて発言し、又は不穏当な言動をしたときは、議長は、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。
- 9 議長は、公聴会の秩序を維持するため必要があると認めるときは、その秩序を妨げ、又は不穏当な言動をした者を退去させることができる。
- 10 議長は、公聴会の終了後遅滞なく公聴会の経過に関する重要な事項を記載した調書を作成し、これに署名押印しなければならない。

(保存樹の指定基準)

第5条 条例第8条第1項の規定による保存樹の指定は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める基準に適合するものについて行うものとする。

(1) 保存樹木

ア 樹木の状態が健全で、かつ、美観上すぐれていること。

イ 次のいずれかに該当するものであること。

(ア) 幹の周囲が地上1.5メートルの高さで90センチメートル（目通り直径30センチメートル）以上であること。

(イ) 樹木の高さが6メートル以上であること。

(ウ) はん登性樹木で、枝葉の面積が10平方メートル以上であること。

(2) 保存樹林

ア 樹林を形成している樹木が健全で、かつ、美観上すぐれていること。

イ 次のいずれかに該当するものであること。

(ア) 樹林の規模がおおむね500平方メートル以上であること。

(イ) いけがき又は並木で、その長さが30メートル以上であること。

(標識及び指定証)

第6条 条例第9条第1項に規定する標識は、様式第1号による。

2 条例第7条第1項及び条例第8条第1項の規定により保全地区又は保存樹

を指定したときは、保全地区（保存樹）指定証（様式第2号）を保全地区等に係る土地（保存樹に係る場合にあつては、樹木又は樹林）の所有者に対し交付するものとする。

（保全地区における行為の許可申請）

第7条 条例第12条第1項の規定による許可の申請は、保全地区内行為許可申請書（様式第3号）を提出して行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる図面を添えなければならない。ただし、行為の内容により必要がないと認められる図面については、この限りでない。

- (1) 行為地の位置を明らかにした縮尺25,000分の1以上の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真
- (3) 行為の規模、構造及び施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図
- (4) 行為終了後における行為地及びその付近の地形及び植生の復元計画を明らかにした縮尺1,000分の1以上の図面

（保全地区における行為の許可基準）

第8条 条例第12条第1項の規定による許可は、別表第1に定める基準に適合していると認めるときに行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる行為については、当該行為の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないと認めるときは、許可するものとする。

- (1) 災害防止のため必要やむを得ない行為
- (2) 法令に基づく行政庁の勧告に応じて行う行為

（保全地区内における既着手行為の届出）

第9条 条例第12条第5項の規定による届出は、保全地区内既着手行為届出書（様式第4号）を提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、第7条第2項各号に掲げる図面を添えなければならな

い。

(保全地区内における許可を要しない行為)

第10条 条例第12条第6項第2号の規則で定める行為は、別表第2に定めるものとする。

(保存樹に係る行為の届出)

第11条 条例第13条第1項の規定による届出は、保存樹行為届出書(様式第5号)を提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の図面を添えなければならない。

(公団等)

第12条 条例第15条第1項の規則で定める公団等は、次に掲げるものとする。

- (1) 都市基盤整備公団
- (2) 日本道路公団
- (3) 緑資源公団
- (4) 日本鉄道建設公団
- (5) 地域振興整備公団
- (6) 水資源開発公団
- (7) 労働福祉事業団
- (8) 雇用・能力開発機構
- (9) 簡易保険福祉事業団
- (10) 環境事業団
- (11) 中小企業総合事業団
- (12) 年金福祉事業団
- (13) 北海道住宅供給公社
- (14) 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)第10条の規定に基づき設立された土地開発公社

第3章 緑化の推進

(開発行為の許可申請)

第13条 条例第18条第1項の規定による許可の申請は、開発行為許可申請書(様式第6号)を提出して行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる図面を添えなければならない。ただし、行為の内容により必要がないと認められる図面については、この限りでない。

- (1) 行為地の位置を明らかにした縮尺25,000分の1以上の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真
- (3) 行為の規模、構造及び施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図
- (4) 行為終了後における行為地及びその付近の地形及び植生の復元計画を明らかにした縮尺1,000分の1以上の図面
- (5) 行為終了後における行為地及びその付近の施設の使用、管理及び配置を明らかにした縮尺1,000分の1以上の図面

(許可を要する開発行為)

第14条 条例第18条第1項第3号の規則で定める開発行為は、次の各号に掲げる行為で、その行為(第3号に規定する土石類の採取及び第5号に掲げる行為を除く。)に係る土地の面積が500平方メートル以上のものとする。

- (1) ゴルフ場、ゴルフ練習場、スキー場、スケート場、フィールド、アーチェリー場、車両競走場、乗馬場、射撃場、キャンプ場、テニス場、野球場その他の運動競技場又は野外レクリエーション施設の建設
- (2) 宅地(工場用地を含む。)の造成又は土地の開墾のための行為
- (3) 鉱物の採掘又は土石類の採取若しくはたい積
- (4) 前各号に定める行為のほか、木竹の伐採を伴う行為
- (5) 条例第18条第1項により許可を受けた行為を変更する行為

2 次の各号に掲げる行為は、前項の開発行為から除くものとする。

- (1) 法令又は法令に基づく行政庁の処分により義務として行わなければならない

ない行為

(2) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為並びに災害防止又は災害復旧のために必要な行為

(3) 緑地の保護又は回復のために行う行為

(4) 別表第2に定める行為（前3号に掲げる行為を除く。）

(5) 条例の施行日前に着手している行為

（開発行為の許可基準）

第15条 条例第18条第2項の許可の基準は、次のとおりとする。

(1) 開発行為の規模、構造及び施行方法が、当該行為の行われる土地及びその周辺の土地の緑地の保護及び回復に対する影響が少ないこと。

(2) 建築物、工作物その他の施設を建設する場合にあつては、建設後の施設の使用及び管理が当該土地及びその周辺の土地の緑地の保護及び回復を配慮し、必要な措置がとられていること。

(3) 開発行為の施行のために建設された施設の撤去後の緑地の回復について必要な措置がとられていること。

(4) 条例第16条の緑化の推進に関する計画に定める事項に適合すること。

2 前項各号に掲げる基準を適用するについての技術的細目は、市長が別に定める。

（許可標識の掲示）

第16条 条例第18条第1項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る開発行為に関する工事に着手したときは、当該工事の現場の見やすい場所に第18条の規定による検査済証の交付を受ける日まで許可標識（様式第7号）を掲示しておかなければならない。

（開発行為の着手等の届出）

第17条 条例第18条第1項の規定による許可を受けた者は、次の各号に掲げる場合は、開発行為届出書（様式第8号）を提出して行うものとする。

(1) 開発行為の着手又は完了をしたとき。

- (2) 開発行為の着手又は完了の時期を変更しようとするとき。
 - (3) 開発行為を1月以上中止し、又は当該中止に係る開発行為を再開しようとするとき。
 - (4) 開発行為を廃止しようとするとき。
 - (5) 開発行為に係る工事施行者を変更しようとするとき。
- 2 条例第18条第1項の規定による届出は、第1号に係るものにあつては当該着手又は完了の日から1週間以内に、第2号から第5号までに係るものにあつては当該変更等をしようとする日の1週間前までに行わなければならない。
- (完了検査、検査済証の交付)

第18条 市長は、開発行為の完了の届出があつた場合は、遅滞なく当該開発行為が条例第18条第1項の許可の内容に適合しているかどうかについて検査するものとする。

- 2 前項の検査の結果条例第18条第1項の許可の内容に適合していると認めるときは、開発行為検査済証（様式第9号）を当該開発行為の許可を受けた者に交付するものとする。

第4章 雑則

(自然保護監視員)

第19条 条例第21条第1項に規定する自然保護監視員（以下「監視員」という。）

は、自然保護に関し知識及び経験のある者から市長が任命し、又は委嘱する。

- 2 監視員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 監視員が欠けた場合における補欠の監視員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 市長は、監視員が職務の遂行に堪えないと認める場合又は監視員としてふさわしくない行為があつたと認められる場合は、解任することができる。
- 5 監視員は、身分証明書（様式第10号）を携帯し、関係人に掲示しなければならない。

(身分証明書)

第20条 条例第22条第2項又は条例第25条第3項の規定により当該職員の携帯する身分証明書は、様式第11号による。

(援助等)

第21条 条例第27条の規則で定める援助等の措置は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 所有者に対する当該土地に係る苫小牧市税条例（昭和25年条例第24号）の規定による固定資産税及び都市計画税相当額以内の助成金の交付
- (2) 当該土地を賃借している者に対する賃借料相当額以内の助成金の交付
- (3) 補植、薬剤散布、施肥及び支柱、さく等の設置

附 則

この規則は、昭和49年12月10日から施行する。

附 則（昭和53年9月1日規則第32号改正）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和56年10月26日規則第39号改正）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和62年5月1日規則第14号改正）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年3月31日規則第13号改正抄）

- 1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月31日規則第6号改正）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年9月6日規則第36号改正）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年12月28日規則第45号改正）

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成17年3月31日規則第13号改正）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

別表第1（第8条関係）

種別		基準
<p>建築物その他の新築、改築又は増築（以下「新築等」という。）</p>	<p>1 建築物</p>	<p>1 新築の場合</p> <p>(1) 当該新築が、次のいずれかの土地を敷地として行われること（当該新築が、自己の居住の用に供するために行われる場合、当該保全地区内に存した建築物であつて災害により滅失したものの復旧のために行われる場合又は当該保全地区内に居住する者の災害からの避難のために行われる場合を除く。）</p> <p>ア 保全地区が指定され、又はその区域が拡張された日の前日から起算して6月前において現に建築物の敷地であつた土地</p> <p>イ 保全地区が指定され、又はその区域が拡張された際</p> <p>ウ 現に存する建築物の敷地である土地</p> <p>エ ア又はイの土地に隣接する土地</p> <p>(2) 当該建築物の高さが、10メートル（当該新築が次に掲げる場合であつて、従前の建築物の高さが10メートルを超えるときは、従前の建築物の高さ）を超えないこと。</p> <p>ア 現に存する建築物の建替えのために行われる場合</p>

		<p>イ 保全地区が指定され、又はその区域が拡張された日の前日から起算して6月前に除却した建築物の建替えのために行われる場合</p> <p>ウ 災害により滅失した建築物の復旧又は災害からの避難のために行われる場合</p> <p>(3) 当該建築物の敷地内における建築物の床面積（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第3号に規定する床面積をいい、同令第1条第2号に規定する地階の床面積は、算入しない。以下同じ。）の合計が、200平方メートル（当該新築が(2)のウの場合であつて、従前の建築物の床面積の合計が200平方メートルを超えるときは、従前の建築物の床面積の合計）を超えないこと（当該新築が(1)のア又はイの土地において行われる場合を除く。）。</p> <p>(4) 当該新築の方法並びに当該建築物の形態及び用途が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないこと。</p>
	2	<p>改築の場合</p> <p>(1) 当該改築後の建築物の高さが、10メートル（改築前の建築物の高さが10メー</p>

		<p>トルを超えるときは、改築前の建築物の高さ) を超えないこと。</p> <p>(2) 当該改築の方法並びに改築後の建築物の形態及び用途が、改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p>
	<p>3 増築の場合</p>	<p>(1) 当該増築後の建築物の高さが、10メートル（増築前建築物の高さが10メートルを超えるときは、増築前の建築物の高さ) を超えないこと。</p> <p>(2) 当該増築後の建築物の敷地内における建築物の床面積の合計が、200平方メートルを超えないこと。ただし、当該増築が次のいずれかの土地において行われる場合にあつては、この限りでない。</p> <p>ア 保全地区が指定され、又はその区域が拡張された日の前日から起算して6月前において現に建築物の敷地であつた土地</p> <p>イ 保全地区が指定され、又はその区域が拡張された際現に新築の工事中の建築物の敷地であつた土地</p> <p>(3) 当該増築の方法並びに増築後の建築物の形態及び用途が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における</p>

		自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
2	仮設の工作物	<p>1 当該新築等後の工作物の構造が、容易に移転し、又は除却することができるものであること。</p> <p>2 当該新築等の方法並びに当該新築等後の工作物の規模、形態及び用途が、新築等が行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p>
3	地下に設ける工作物及び自然環境保全法施行規則（昭和48年総理府令第62号）第17条第1号ハの（イ）から（コ）までに掲げる工作物並びに条例第12条の許可を受けた行為を行うための	当該新築等の方法並びに当該新築等後の工作物の規模、形態及び用途が、新築等が行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

	<p>工作物</p> <p>4 その他の工作物</p>	<p>1 当該新築等後の工作物の高さが、10メートル（増築及び改築の場合で、増築又は改築前の工作物の高さが10メートルを超えるときは、増築又は改築前の工作物の高さ）を超えないこと。</p> <p>2 当該新築等（改築を除く。）後の工作物の水平投影面積が、200平方メートル（増築の場合で、増築前の工作物の水平投影面積が200平方メートルを超えるときは、増築前の工作物の水平投影面積）を超えないこと。</p> <p>3 当該新築等の方法並びに新築等後の工作物の形態及び用途が、新築等の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p>
<p>宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。</p>		<p>当該土地の形質の変更が、次のいずれかに該当し、かつ、変更の方法及び規模が、変更を行う土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>(1) 土地を開墾すること。</p> <p>(2) 工作物でない道又は河川その他の公共の用に供する水路の設置又は管理のために土地の形質を変更すること。</p> <p>(3) 教育又は試験研究のために土地の形</p>

		<p>質を変更すること。</p> <p>(4) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第92条第1項に規定する埋蔵文化財の調査の目的で、土地の発掘のために土地の形質を変更すること。</p> <p>(5) 工作物の新築等、鉱物の採掘又は土石類の採取に関連して土地の形質を変更すること。</p>
動物を捕獲し、又は動物の卵を採取すること。		<p>次のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 試験研究、教育又は学術研究として行うためであること。</p> <p>(2) 条例第12条第1項の許可を受けた行為を行うためであること。</p>
木竹等を伐採すること。		<p>当該行為の方法及び規模が、それらの行為の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p>
鉱物を採掘し、又は土石類を採取すること。		<p>当該行為が次のいずれかに該当し、かつ、行為の方法及び規模が、行為を行う土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>(1) 河川その他の公共の用に供する水路の区域内において土石類を採取すること。</p> <p>(2) 水又は温泉をゆう出させるために土石類を採取すること。</p> <p>(3) 調査研究及び教育又は試験研究のため</p>

		<p>めに鉱物を採掘し、又は土石類を採取すること。</p> <p>(4) 建築物等の新築等のための地質調査のために鉱物を採掘し、又は土石類を採取すること。</p> <p>(5) 露天掘りでない方法により鉱物を採掘し、又は土石類を採取すること。</p>
<p>水面を埋め立て、又は干拓すること。</p> <p>河川湖沼又は湿原等の水位又は水量に増減を及ぼすこと。</p>		<p>当該行為の方法及び規模が、行為を行う土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p>
<p>湖沼又は湿原の周辺1キロメートル以内においてこれらに流水が流入する水域又は水路に汚水又は廃水を排出すること。</p>		<p>当該行為の方法及び規模並びに当該汚水又は廃水の状態が、当該湖沼又は湿原の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p>
<p>広告物その他これに類するものを提出し、又は設置すること。</p>		<p>当該行為の方法及び規模が、行為を行う土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の景観に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p>

別表第2 (第10条関係)

種別	許可を要しない行為
----	-----------

<p>1 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。</p>	<p>1 森林の保護のための標識を設置し、又は野生鳥獣の保護増殖のための標識、巣箱、給餌台若しくは給水台を設置すること。</p> <p>2 砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定により指定された土地、海岸法（昭和31年法律第101号）第3条に規定する海岸保全区域、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条に規定する地すべり防止区域、河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項に規定する河川区域又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理のために標識、くい、警報器、雨量観測施設、水位観測施設その他これらに類する工作物を設置すること。</p> <p>3 測量法（昭和24年法律第188号）第10条第1項に規定する測量標又は水路業務法（昭和25年法律第102号）第5条第1項に規定する水路測量標を設置すること。</p> <p>4 漁港法（昭和25年法律第137号）第3条第1号に掲げる施設、同条第2号イ、ロ、ハ、又若しくはルに掲げる施設（同号ハに掲げる施設については、公共施設用地に限る。）、保全地区が指定され、若しくはその区域が拡張された際現に同法第40条の規定により漁港施設とみなされた施設であつて条例第12条第1項の規定による許可を受けて設置されたものを改築し、又は増築すること。</p> <p>5 漁港法第34条に規定する漁港管理規程に基づき標識を設置すること。</p>
---------------------------------------	---

- 6 沿岸漁業等振興法（昭和38年法律第165号）第8条第2項第2号に掲げる事項を行うために必要な同条第1項の構造改善事業に係る施設を改築し、又は増築すること。
- 7 海洋水産資源開発促進法（昭和46年法律第60号）第7条に規定する沿岸水産資源開発計画に基づく事業に係る増殖又は養殖のための施設を改築し、又は増築すること。
- 8 道路（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路を除く。）を改築すること。（舗装、こう配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。）。
- 9 信号機、防護さく、土留擁壁その他道路、鉄道、軌道又は索道の交通の安全を確保するための施設を改築し、又は増築すること（信号機にあつては、新築することを含む。）。
- 10 鉄道、軌道若しくは索道の駅舎又は自動車若しくは船舶による旅客運送事業の営業所若しくは待合所において、駅名板、停留所標識又は料金表、運送約款その他これらに類するものを表示した施設を設置すること。
- 11 鉄道、軌道又は索道のプラットホーム（上家を含む。）を改築し、又は増築すること。
- 12 海洋汚染防止法（昭和45年法律第136号）第3条第9号に規定する廃油処理施設を改築し、又は増築すること。
- 13 航海標識その他船舶の交通の安全を確保するた

- めの施設を改築し、又は増築すること。
- 14 船舶又は積み荷の急迫した危難を避けるための
応急措置として仮設の工作物を新築すること。
 - 15 航空法（昭和27年法律第231号）第2条第4項に規
定する航空保安施設を改築し、又は増築すること。
 - 16 郵便差出箱、集合郵便受箱、公衆電話施設又は公
衆電気通信法（昭和28年法律第97号）第101条第3
項に規定する陸標を改築し、又は増築すること。
 - 17 電気供給のための電線路、有線電気通信のための
線路又は空中線系（その支持物を含む。）を改築し、
又は増築すること（改築又は増築後において、高さ
が20メートルを超えるものとなる場合における改
築又は増築を除く。）。
 - 18 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象
の観測のための施設を改築し、又は増築すること。
 - 19 送水管、ガス管、電気供給のための電線路、有線
電気通信のための線路その他これらに類する工作
物を道路に埋設すること。
 - 20 社寺境内地又は墓地において鳥居、燈ろう、墓碑
その他これらに類するものを新築し、改築し、又は
増築すること。
 - 21 消防又は水防の用に供する望楼又は警鐘台を改
築し、又は増築すること。
 - 22 建築物の存する敷地内において、次に掲げる工作
物を新築し、改築し、又は増築すること（(1)から(3)
まで、又は(8)に掲げる工作物の改築又は増築にあ
つては、改築又は増築後において(1)から(3)まで、

		又は(8)に掲げるものとなる場合における改築又は増築に限る。)
		(1) 高さが5メートル以下であり、かつ、床面積の合計が30平方メートル以下であるきん舎又は畜舎
		(2) 空中線系（その支持物を含む。）その他これに類するもので、高さが20メートル以下のもの
		(3) 当該建築物の高さを超えない高さの物干場
		(4) 旗ざおその他これに類するもの
		(5) 門、へい、給水設備又は消化設備
		(6) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第3号に規定する建築設備
		(7) 地下に設ける工作物（建築物を除く。）
		(8) 高さが、5メートル以下のその他の工作物（建築物を除く。）
	23	条例第12条第1項の規定による許可を受けた行為又は本表に掲げる行為を行うための仮設の工作物（宿舍を除く。）を当該行為に係る工事敷地内において新築し、改築し、又は増築すること。
	24	法令の規定により又は保安の目的で標識を設置すること。
2	1	宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。
3	1	動物を捕獲し、又は動物の卵を採取すること。
4	1	木竹等を伐採し、移植し、建築物の敷地内において、土地の形質を変更すること。
		市長が保全地区ごとにあらかじめ指定した動物を捕獲し、又は動物の卵を採取すること。
		建築物の存する敷地内において、高さ10メートル

	<p>以下の木竹等を伐採すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 自家の生活の用に充てるために木竹を択伐（単木択伐に限る。）すること。 3 森林の保育のために下刈りし、つる刈りし、又は間伐すること。 4 枯損した木竹等又は危険な木竹等を伐採すること。 5 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹等を伐採すること。
<p>5 鉱物を採掘し、又は土石類を採取すること。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築物の敷地内において、鉱物を採掘し、又は土石類を採取すること。 2 鉱業法（昭和25年法律第289号）第5条に規定する鉱業権の設定されている土地の区域内において、鉱物の採掘のための試すいを行うこと。 3 国又は地方公共団体の試験研究機関が、試験研究のために鉱物を採掘し、又は土石類を採取すること（あらかじめ、市長に通知したものに限り。）。 4 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学における教育又は学術研究のために鉱物を採掘し、又は土石類を採取すること（あらかじめ、市長に通知したものに限り。）。
<p>6 水面を埋め立て、又は干拓すること</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築物の敷地内の池沼等を埋め立てること。
<p>7 河川、湖沼又は湿原等の水位又は水量に増減を及ぼすこと。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築物の敷地内の池沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。 2 田畑内の池沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

<p>8 市長が指定する湖沼又は湿原の周辺1キロメートル以内において、これらに流水が流入する水域又は水路に汚水又は廃水を排出すること。</p>	<p>3 保全地区が指定され、又はその区域が拡張された際既にその新築、改築又は増築に着手していた工作物を操作することにより河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。</p> <p>1 砂防法第1条に規定する砂防設備から汚水又は廃水を排出すること。</p> <p>2 森林法（昭和26年法律第249号）第41条第1項又は第3項の規定により行う保安施設事業に係る施設から汚水又は廃水を排出すること。</p> <p>3 海岸法第2条第1項に規定する海岸保全施設から汚水又は廃水を排出すること。</p> <p>4 地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設から汚水又は廃水を排出すること。</p> <p>5 河川法第3条第2項に規定する河川管理施設から汚水又は廃水を排出すること。</p> <p>6 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設から汚水又は廃水を排出すること。</p> <p>7 漁港法第25条の規定により指定された漁港管理者が維持管理する同法第3条に規定する漁港施設から汚水又は廃水を排出すること。</p> <p>8 船舶から冷却水を排出すること。</p> <p>9 下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号に規定する公共下水道、同条第4号に規定する流域下水道若しくは同条第5号に規定する都市下水路へ汚水若しくは廃水を排出すること又はこれらの施設から汚水若しくは廃水を排出すること。</p>
---	---

	<p>10 住宅から汚水又は廃水を排出すること（し尿を排出することを除く。）。</p> <p>11 建築基準法第31条第2項に規定するし尿浄化槽（建築基準法施行令第32条に規定する処理対象人員に応じた性能を有するものに限る。）から汚水又は廃水を排出すること。</p>
<p>9 広告物その他これに類するものを掲出し、又は設置すること。</p>	<p>1 自己の住所、事務所又は営業所において、自己の事業若しくは営業の内容を永続的に表示し、又は掲出する屋外広告物で、その面積が3.3平方メートル以下であり、かつ、高さが5メートル以下のもの</p>
<p>10 その他の行為</p>	<p>1 森林法第25条第1項若しくは第2項若しくは第25条の2第1項若しくは第2項の規定により指定された保安林の区域又は同法第41条の規定により指定された保安施設地区内における同法第34条第2項各号に該当する場合の同項（同法第44条において準用する場合を含む。）に規定する行為</p> <p>2 水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第17条第1項に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為</p> <p>3 農業、林業又は漁業を営むために行う行為（次の各号に掲げるものを除く。）</p> <p>(1) 住宅又は高さが5メートルを超え、若しくは床面積の合計が100平方メートルを超える建築物（仮設のものを除く。）を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、高さが5メートルを超え、又は床面積の合計が100平方メートルを超えるものとなる場合における改築</p>

又は増築を含む。)

(2) 用排水施設（幅員2メートル以下の水路を除く。）又は幅員が2メートルを超える農道若しくは林道を新設し、改設し、又は増設すること（改設又は増設後において、幅員が2メートルを超えるものとなる場合における改設又は増設を含む。)

(3) 農用地の災害を防止するためのダムを新設すること。

(4) 宅地を造成し、又は土地を開墾すること。

(5) 水面を埋め立て、又は干拓すること。

(6) 森林である土地の区域内において、木竹等を伐採すること。

4 国又は地方公共団体の試験研究機関の用地内において、試験研究として行う行為

5 学校教育法第1条に規定する大学の用地内において、教育又は学術研究として行う行為

6 文化財保護法第27条第1項の規定により指定された重要文化財、同法第92条第1項に規定する埋蔵文化財又は同法第109条第1項の規定により指定され、若しくは同法第110条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物の保存のための行為（建築物の新築を除く。)

7 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園又は都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第5項に規定する都市計画施設である公園、緑地若しくは墓園を設置し、又は管理するこ

と（都市計画法第18条第3項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定により国土交通大臣の同意を得た都市計画に基づく都市計画事業の施行として行う場合以外の場合にあつては、高さが13メートルを超え、又は水平投影面積が1,000平方メートルを超える工作物を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、高さが13メートルを超え、又は水平投影面積が1,000平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）を除く。）。

8 法令又は、これに基づく処分による義務の履行として行う行為

様式第1号(第6条関係)

保全地区(保存樹)指定標識

(保全地区(保存樹)の名称)					
保全地区(保存樹)の区域又は位置					
指定の目的					
指	定	年	月	日	第 号
				苦	小 牧 市

備考 標識は、縦60センチメートル以上、横100センチメートル以上とする。

様式第2号(第6条関係)

保全地区(保存樹)指定証

苫小牧市自然環境保全条例第7条第1項(第8条第1項)の規定により、次のとおり保全地区(保存樹)として指定したことを証します。

年 月 日

苫小牧市長

印

所有者	住所	
	氏名	
指 定		年 月 日 第 号
保全地区(保存樹)の名称		
区域又は位置		
指 定 の 目 的		

様式第3号(第7条関係)

保全地区内行為許可申請書

年 月 日

苫小牧市長 様

住所
申請者
氏名 印
(法人にあつては、名称
及び代表者氏名)

苫小牧市自然環境保全条例第12条第1項の規定により、保全地区内における行為について許可を受けたいので、次のとおり申請します。

行為を行う 保全地区	名称 指 定				
行為の種類	年 月 日 第 号				
行為の目的					
行為地	位 置	地 目	面 積	m ²	
行為地及びその 付近の状況					
行為 計画 の 概要	行為の施行方法				
	行為の規模・構造・形態				
	行為施行予定者				
	行為終了後の土地の状況				
	行為終了後の土地の管理				
	関連工事	概 要			
		規 模			
着手・完成	年 月 日～ 年 月 日				
受 付	受 理	整 理 番 号	許 可		
年 月 日	年 月 日	第 号	年 月 日 第 号		

備考 添付図面(1) 行為地の位置を明らかにした縮尺25,000分の1以上の地形図

(2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真

(3) 行為の規模、構造及び施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図

(4) 行為終了後における行為地及びその付近の地形及び植生の復元計画を明らかにした縮尺1,000分の1以上の図面

様式第4号(第9条関係)

保全地区内既着手行為届

昭和 年 月 日

苫小牧市長 様

住 所

届出者

氏 名 印

(法人にあつては、名称
及び代表者氏名)

苫小牧市自然環境保全条例第12条第5項の規定により、保全地区内における現に着手している行為について、次のとおりお届けします。

行為を行っている保全地区	名 称			
	指 定	年 月 日 第 号		
行為の種類				
行為の目的				
行為地	位	置	地 目	積 面
				m ²
行為地及びその付近の状況				
行為計画の概要	行為の施行方法			
	行為の規模・構造・形態			
	行為施行者			
	行為終了後の土地の状況			
	行為終了後の土地の管理			
	関連工事	概 要		
		規 模		
着手・完成		年 月 日～ 年 月 日		
受 付	受 理	整 理 番 号	摘 要	
年 月 日	年 月 日	第 号		

- 備考 添付図面(1) 行為地の位置を明らかにした縮尺25,000分の1以上の地形図
 (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真
 (3) 行為の規模、構造及び施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図
 (4) 行為終了後における行為地及びその付近の地形及び植生の復元計画を明らかにした縮尺1,000分の1以上の図面

様式第5号(第11条関係)

保存樹現状変更行為届

年 月 日

苫小牧市長 様

住所
届出者
氏名 印
(法人にあつては、名称
及び代表者氏名)

苫小牧市自然環境保全条例第13条第1項の規定により、保存樹の現状を変更する行為について、次のとおりお届けします。

現状を変更する保存樹	名称			
	指定	年 月 日 第 号		
行為の目的				
行為地	位	置	地	目
				面積 m ²
行為の施行方法・規模				
行為の着手・完了				
受付	受理	整理番号	摘要	
年 月 日	年 月 日	第 号		

備考 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の図面を添付すること。

様式第6号(第13条関係)

開 発 行 為 許 可 申 請 書

年 月 日

苫小牧市長 様

申請者 住 所
氏 名 印

〔 法人にあつては、名 〕
称及び代表者氏名

苫小牧市自然環境保全条例第18条第1項の規定により、開発行為の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

開発行為の種別					
開発行為の目的					
行為地		位	置	地 目 面 積	
		m ²			
行為地及び付近の状況					
開発行為計画の概要	開発行為の施行方法				
	開発行為の規模・構造・形態				
	開発行為施行予定者				
	開発行為終了後の土地の状況				
	開発行為終了後の土地の管理				
	関連工事	概 要			
		規 模			
着手・完成		年 月 日～ 年 月 日			
受 付	受 理	整 理 番 号	許 可		
年 月 日	年 月 日	第 号	年 月 日 第 号		

備考 添付図面(1) 行為地の位置を明らかにした縮尺25,000分の1以上の地形図

(2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真

(3) 開発行為の規模、構造及び施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図

(4) 開発行為終了後における行為地及びその付近の地形及び植生の復元計画を明らかにした縮尺1,000分の1以上の図面

(5) 開発行為終了後における行為地及びその付近の施設の使用、管理及び配置を明らかにした縮尺1,000分の1以上の図面

様式第7号(第16条関係)

開 発 行 為 許 可 標 識		許可第 号
		年 月 日
開 発 行 為	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
開 発 行 為 の 種 別		
行 為 地	位 置	積
		m ²
開 発 行 為 者	住 所	
	氏名又は名称	
	連 絡 場 所	(電話)
行 為 施 行 者	住 所	
	氏名又は名称	
	連 絡 場 所	(電話)
工 事 現 場 監 理 者 氏 名		

備考 標識の規格は、縦80センチメートル、横90センチメートルとする。

様式第8号(第17条関係)

開発行為着手(完了・着手時期の変更・完了時期の変更・中止・再開・廃止・行為施行者の変更)届

年 月 日

苫小牧市長 様

届出者 住所
氏名 印

〔法人にあつては、名称
及び代表者氏名〕

苫小牧市自然環境保全条例第18条第1項の規定により許可を受けた開発行為の着手(完了・着手時期の変更・完了時期の変更・中止・再開・廃止・行為施行者の変更)について、次のとおりお届けします。

着手等を行う開発行為	許 可	年 月 日 第 号	
	種 別		
	位 置		
着手(時期変更)、完了(時期変更)、中止、再開及び廃止の年月日		年 月 日 〔中止の場合にあつては、年 月 日から〕 年 月 日まで	
行為施行者の変更	住 所	新	旧
	氏名又は名称		
	連絡場所	(電話)	
理 由			
中止又は廃止後の措置			

様式第9号(第18条関係)

開 発 行 為 検 査 済 証

下記の開発行為に関する工事は、 年 月 日検査の結果苫小牧市自然環境保全条例第18条第1項の許可の内容に適合していることを証明します。

年 月 日

苫小牧市長 印

許 可	年 月 日 第 号		
開 発 行 為 の 種 別			
行 為 地	位 置	地 目	面 積
			m ²
許 可 を 受 け た 者	住 所		
	氏 名 又 は 名 称		
	連 絡 場 所	(電 話)	

様式第10号(第19条関係)

契印	第 号
身 分 証 明 書	
	住所 氏名
	年 月 日生
上記の者は、苫小牧市自然保護監視員であることを証明する。	
年 月 日	苫小牧市長 印

(裏)

- 1 本証は、自然環境の保全のために必要な監視及び指導を行う場合には、必ず携帯して関係人に提示しなければならない。
- 2 本証を他人に貸与し、若しくは譲渡し、又は訂正してはならない。
- 3 本証を紛失し、又はき損したときは、直ちに再交付を申請しなければならない。
- 4 本証の記載事項に変更を生じたときは、直ちに書替えの手続をとらなければならない。
- 5 解任の場合は、直ちに本証を返還しなければならない。

関係条文

苫小牧市自然環境保全条例(抄)

(自然保護監視員)

第21条 市長は、自然環境の保全のために必要な監視及び指導を行わせるため、自然保護監視員を置くものとする。

2 略

備考 用紙の規格は、縦60ミリメートル横180ミリメートルとする。

<p>(実地調査)</p> <p>第25条 市長は、保全地区等の指定若しくはその区域の拡張、保全計画の決定若しくは変更又は保全事業の執行に関し、実地調査のため必要があるときは、その職員に他人の土地に立ち入り、標識を設置させ、測量させ、又は実地調査の障害となる木竹若しくはかき、さく等を伐採させ、若しくは除去させることができる。</p> <p>2 市長は、その職員に前項の規定による実地調査をさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者及び占有者並びに木竹又はかき、さく等の所有者にその旨を通知しなければならない。</p> <p>3 第1項の職員は、その身分を証する証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。</p> <p>4 土地の所有者若しくは占有者又は木竹若しくはかき、さく等の所有者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立入りその他の行為を拒み、又は妨げてはならない。</p>	<p>契印</p> <p>身 分 証 明 書 第 号</p> <p>住 所 部 課</p> <p>所 属</p> <p>職 名</p> <p>氏 名</p> <p>年 月 日生</p> <p>上記の者は、苫小牧市自然環境保全条例第22条及び第25条に規定する報告及び検査並びに実地調査のため立入りを行う職員であることを証明する。</p> <p>年 月 日</p> <p>苫小牧市長 印</p>
--	--

(裏)

<ol style="list-style-type: none">1 本証は、自然環境の保全に必要な報告及び検査並びに実地調査のため立入りを行う場合には、必ず携帯し、関係人に提示しなければならない。2 本証を他人に貸与し、若しくは譲渡し、又は訂正してはならない。3 本証を紛失し、又はき損したときは、直ちに再交付を申請しなければならない。4 本証の記載事項に変更を生じたときは、直ちに書替えの手続きをとらなければならない。5 解任の場合は、直ちに本証を返還しなければならない。	<p>関係条文</p> <p>苦小牧市自然環境保全条例(抄)</p> <p>(報告及び検査)</p> <p>第22条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、第12条第1項若しくは第18条第1項の許可を受けた者に対し、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に保全地区若しくは開発行為を行っている土地の区域内の土地若しくは建物内に立ち入り、第12条第1項各号若しくは第18条第1項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、若しくはこれらの行為の自然環境等に及ぼす影響を調査させることができる。</p> <p>2 前項の職員は、その身分を証する証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。</p>
---	--

備考 用紙の規格は、縦60ミリメートル、横180ミリメートルとする。

- 様式第 1 号 (第 6 条関係)
- 様式第 2 号 (第 6 条関係)
- 様式第 3 号 (第 7 条関係)
- 様式第 4 号 (第 9 条関係)
- 様式第 5 号 (第 11 条関係)
- 様式第 6 号 (第 13 条関係)
- 様式第 7 号 (第 16 条関係)
- 様式第 8 号 (第 17 条関係)
- 様式第 9 号 (第 18 条関係)
- 様式第 10 号 (第 19 条関係)
- 様式第 11 号 (第 20 条関係)